

第120回 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

場所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

目次 | 第120回定時株主総会招集ご通知 3
株主総会参考書類 7

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

議決権行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時まで

株式会社三井E&S

株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社は、本年4月1日に、事業持株会社体制へと移行し、社名も「株式会社三井E&S」として新たに生まれ変わりました。事業と経営が一体となることで、グループ全体の戦略立案、実行のスピードアップと、新しい環境に適応する進化をいち早く実現することを目指します。

当期は、不採算事業の整理や、財務体質の強化などの諸施策を定めた「三井E&Sグループ 事業再生計画」を完遂することができました。また、当社を取り巻く環境変化を踏まえ、「2023年度中期経営計画」を1年前倒しでスタートさせ、エンジニアリングとサービスを主体とした経営理念に改めました。

「三井E&S」のE&Sは"Engineering & Services for Evolution & Sustainability"を意味し、社会の進化と持続のために我々のエンジニアリングとサービスで貢献する、ということを謳っております。当社の強みである製品の周辺まで広げたビジネスモデルを展開することで事業の幅を広げ、持続的に安定した収益をあげる会社にしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2023年6月

代表取締役社長CEO

高橋 安之

存在意義を問い直し、 経営コンセプトを再定義

2023年度中期経営計画では、持続可能社会への急速な移行、環境変化や当社自体の変革を踏まえ、グループの経営コンセプト（企業理念、ビジョン、経営姿勢、行動規準）の再定義を行いました。当社グループの存在意義を全従業員であらためて共有し、一丸となって前進します。

企業理念

エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献する。

従来の「ものづくり」よりも幅の広い事業を展開し、エンジニアリングとサービスで持続可能な社会の実現に貢献していくという私たちの存在意義（パーパス）を込めています。

ビジョン（目指す姿）

**2030年までに、マリンの領域を軸に、
脱炭素社会の実現と、人口縮小社会の課題解決を目指す。**

私たちの強み「マリン領域」を事業の核とし、軸のぶれない覚悟のある経営を行います。

経営姿勢

**新しい価値の創造を
顧客と共に実現**

事業推進
(顧客・取引先への約束)

潜在ニーズのマーケティングと周辺技術のイノベーションで事業を推進していく。

**健全な財務体質と
堅実な利益を追求**

財務企画
(株主、金融機関への約束)

限界利益/固定費の適時評価を軸に、事業や子会社を堅実に管理運営していく。

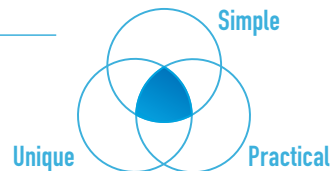
**サステナビリティの
課題解決を推進**

人事総務
(従業員・社会への約束)

従業員の健康と安全に配慮し、気候変動/人口縮小/多様性の社会課題に取り組んでいく。

行動規準

**シンプル、ユニーク、プラクティカルな
製品やサービスに挑戦**



**常に顧客目線で3つの価値が重なる製品やサービスを考え、
堅実な事業へと育み、社会に貢献する。**

株主各位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&S
代表取締役社長 高橋岳之

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第120回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/investor/stock/meeting.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E&S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、**2023年6月27日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第120期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第120期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第120回定時株主総会招集ご通知(交付書面省略事項)」として掲載しております。
- ◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>>> <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

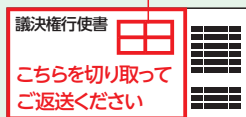
株主総会にご出席されない方



郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

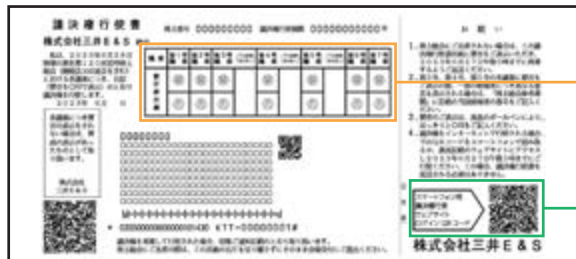
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第2号議案、第6号議案、第7号議案〕

- ・ 賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・ 反対の場合 **「否」** の欄に○印

〔第3号議案～第5号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 **「否」** の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※ 「スマート行使」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙裏面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

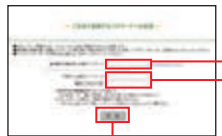
- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる新
しいパスワードを設定
してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に判断しながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。

これまでの厳しい業績により、大変遺憾ながら過去5期にわたり無配を継続しておりましたが、「三井E&Sグループ 事業再生計画（以下、事業再生計画）」を強力に推進し、インドネシアの懸案工事のリスクは格段に縮小し、財務収益体質の強化も進み、事業再生計画は完遂いたしました。

当期の普通株式の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等から、安定的な配当の実現に向けた体制が整いつつあると判断し、少額ではありますが、以下のとおり復配いたしたいと存じます。今後も将来の増配に向け「2023年度中期経営計画」の成長戦略の遂行に注力してまいります。

なお、2022年6月に第三者割当により発行したA種優先株式につきましては、発行時に定められたA種優先株式発行要領及び当社定款の定めに基づく所定の金額での配当とさせていただくものであります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- ・普通株式 ：1株につき金3.00円
 普通株式配当総額 262,531,293円
- ・A種優先株式：1株につき金29.384円
 A種優先株式配当総額 528,912,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、三井E&Sグループの企業価値の持続的向上を図るために、組織集約・再編に沿ったコンパクトな経営体制へ移行し、事業戦略及びリスクのある案件に関し、より深い議論を行う環境を整えるために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、役員の員数の定めについても員数を縮減することといたしました。

これに伴い、定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。
- 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするために、業務執行取締役への権限移譲に関する規定の新設。
- 監査等委員会設置会社への移行に伴い、関連する規定の修正等。

(2) 事業目的の変更

当社の事業目的を企業理念「エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献する。」に則したものとするとともに、事業目的相互の関係を整理するため、定款第2条（目的）の一部を変更いたします。

(3) その他全般に関する変更

その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 〈条文省略〉	第1条 〈現行どおり〉
第2条 (目的)	第2条 (目的)
1. 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。	当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。
(1)~(29) 〈条文省略〉	(1)~(29) 〈現行どおり〉
(30)前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務	(30)前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンス等に関するサービス業務
(31)前各号に掲げるものの <u>売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業</u>	(31)前各号に掲げるものに付帯または関連する一切の <u>事業</u>
2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。	〈削除〉
第3条 〈条文省略〉	第3条 〈現行どおり〉
第4条 (機関)	第4条 (機関)
当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	〈削除〉
3. 監査役会	2. 監査等委員会
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条~第19条の2 〈条文省略〉	第5条~第19条の2 〈現行どおり〉
第4章 取締役および取締役会等	第4章 取締役および取締役会等
第20条 (取締役の定員)	第20条 (取締役の定員)
当会社に <u>取締役20名以内を置く。</u>	当社の <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の選任） （新設）</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（代表取締役、役付役員等）</p> <p>取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により役付役員等（会長、社長および副社長を含む）を定めることができる。</p>	<p>第21条（取締役の選任）</p> <p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p><u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役等）</p> <p><u>取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、役付取締役等（会長、社長および副社長を含む。）を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
第25条 (取締役会の招集) 取締役会招集の通知は会日から3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	第25条 (取締役会の招集) 取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
第26条 (条文省略) (新設)	第26条 (現行どおり)
第27条～第28条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会	第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第29条 (監査役の定員) 当会社に監査役5名以内を置く。	第28条～第29条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会
第30条 (監査役の選任) 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第31条 (補欠監査役の選任の効力) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
第32条 (監査役の任期) 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集） <u>監査役会招集の通知は会日から3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は監査役の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。</u></p> <p>第36条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第37条（社外監査役の責任限定契約） <u>当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条～第41条 〈条文省略〉 (新設)</p>	<p>第30条（常勤監査等委員） <u>監査等委員会の決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会の招集） <u>監査等委員会招集の通知は会日から3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第32条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席してその監査等委員の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。</u></p> <p>第33条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 〈現行どおり〉 附 則</p> <p>第1条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） <u>第120回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。現在の取締役全員（7名）は定款第22条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

たか はし たけ ゆき

高橋 岳之

(1964年10月9日生)

再任



所有する当社の株式数
普通株式
5,500株

取締役在任期間
3年

取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役

2020年 6月 取締役退任
2021年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2021年 6月 取締役、CCO、監査法務部担当、現在に至る。
人事総務部担当
2021年11月 三井海洋開発株式会社社外取締役
2022年 4月 当社代表取締役社長、CEO、全般統括、現在に至る。
成長事業推進室担当
2023年 4月 事業部門担当、現在に至る。

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力、並びに株式会社三井E&Sマシナリー及び当社の代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。成長戦略の遂行のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

まつ むら たけ つね
松村 竹実

(1967年5月25日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 取締役、現在に至る。
CISO、経営企画部担当

2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐、現在に至る。
CSO、エンジニアリング事業管理室及び
人事総務部担当
2023年 4月 CFO、CIO、コーポレート部門及び調達
部担当、現在に至る。

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、コーポレート部門担当として、当社グループの事業再生計画の策定から完遂に至るまで実行をリードし、2023年度中期経営計画推進の中核を担っております。経営基盤の改革のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数
普通株式
2,900株
取締役在任期間
3年
取締役会出席状況
19回/19回
(100%)

候補者番号 3

た なか いち ろう
田中 一郎

(1961年11月25日生)

新任



略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場技術開発部長
2013年11月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2016年 4月 理事、機械・システム事業本部企画管理部長
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長

2019年 4月 同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長
2021年 4月 同社代表取締役社長、CEO、CTO
2023年 4月 当社執行役員、成長事業推進事業部長、現在に至る。

取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、船用推進システム事業における卓越した見識、並びに株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。中核事業の更なる発展のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、新たに取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数
普通株式
4,000株

候補者番号 4

なが た はる ゆき

永田 晴之

(1963年2月20日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
普通株式
1,000株

社外取締役在任期間
1年

取締役会出席状況
14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 株式会社三井銀行入行
2011年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ財務部長
2013年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員
2015年 4月 同行常務執行役員
2016年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
2018年 3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員
2018年 4月 同行取締役兼専務執行役員
2019年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務

2019年 6月 同社取締役、執行役専務
2021年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役、執行役専務退任
株式会社三井住友銀行取締役退任
同行専務執行役員退任
2021年 6月 室町殖産株式会社代表取締役社長、現在に至る。
室町建物株式会社代表取締役社長、現在に至る。
2022年 6月 当社社外取締役、現在に至る。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永田晴之氏は、長年、大手金融機関グループにおいて財務、リスク管理、内部監査等の業務に携わるとともに、経営者としての豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

重要な兼職の状況

室町殖産株式会社代表取締役社長
室町建物株式会社代表取締役社長

独立性に関する事項

永田晴之氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下、独立性基準等）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- 同氏は2021年4月まで、株式会社三井住友銀行及びその親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。当社は、株式会社三井住友銀行との間には、2023年3月31日現在564億60百万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有しております。しかしながら、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出しておらず、また、同氏は同行の業務執行者を退任して1年以上が経過していることから、独立性基準等には抵触せず、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。なお、当社は、株式会社SMB C キャピタルパートナーズ（株式会社三井住友銀行の100%子会社）を業務執行組合員とするファンドであるSMB C C P 投資事業有限責任組合1号を割当先として、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行しております。また、当社は、2022年3月31日の取締役会決議に基づき、SMB C 日興証券株式会社（株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社）を割当先として、第三者割当の方法により第1回行使価額修正条項付新株予約権を発行するとともに、当該新株予約権の行使に関し、同社とファシリティ契約（行使停止指定条項付、ターゲット・プライス条項付）を締結しております。
- 同氏は現在、室町殖産株式会社及び室町建物株式会社の業務執行者であります。当社は室町殖産株式会社の株式を保有しておりますが、その比率は発行済株式総数の5%であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、永田晴之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任又は選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

なお、監査等委員である取締役候補者の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

し お み ゆ う い ち

塩見 裕一

(1958年10月20日生)

新任



略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2010年 4月 玉野事業所経理部長
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
2014年 4月 理事、財務経理部長
2015年 4月 執行役員
2017年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当

2017年 6月 取締役
2019年 6月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表
取締役社長
2020年 4月 同社取締役
2020年 6月 当社常勤監査役、現在に至る。

監査等委員である取締役候補者とした理由

塩見裕一氏は、財務経理部門における卓越した見識を有するとともに、当社監査役等としての実績及びその経験により当社の実情に通じております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数
普通株式

3,600株

監査役在任期間

3年

監査役会出席状況

13回/13回

(100%)

候補者番号 2

た な か こ う い ち
田 中 浩 一

(1955年10月21日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
普通株式
4,700株
社外監査役在任期間
7年
監査役会出席状況
13回/13回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 三井物産株式会社入社
2003年10月 同社財務部長
2006年 4月 同社総合資金部長
2009年 4月 同社セグメント経理部長
2010年 4月 同社執行役員、セグメント経理部長
2011年 4月 同社執行役員、CFO補佐、セグメント経理部長
2012年 4月 同社常務執行役員、CCO
2012年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CCO
2014年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CCO

2015年 4月 同社取締役
2015年 6月 同社顧問
AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役
2016年 6月 当社社外監査役、現在に至る。
2018年 6月 株式会社ホンダトレーディング社外監査役、現在に至る。
2021年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役退任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中浩一氏は、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識、並びに当社社外監査役としての実績を有しております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

株式会社ホンダトレーディング社外監査役

独立性に関する事項

田中浩一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏が過去において業務執行者であった三井物産株式会社との間には、機器類の販売及び仕入等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において当社グループの同社に対する売上はなく、また、同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結収益に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。同社は当社の株式の一部を保有していますが、同社による当社株式保有比率は他社と比して突出していません。

候補者番号 3

かわ さき こう いち

川崎 弘一

(1957年4月20日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	日本合成ゴム株式会社入社	2016年 6月	同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長
2003年 6月	JSR株式会社製造技術第一センター長	2018年 4月	同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長
2005年 6月	同社執行役員、生産技術部長		日本プチル株式会社取締役社長
2007年 6月	同社取締役兼上席執行役員、生産技術部長	2019年 6月	JSR株式会社取締役兼専務執行役員
2008年 6月	同社取締役兼上席執行役員、エラストマー事業部長		日本プチル株式会社取締役社長
2011年 6月	同社常務執行役員、石化事業部長	2021年 6月	日本プチル株式会社取締役社長退任
2014年 6月	同社専務執行役員、石化事業部長	2022年 6月	JSR株式会社取締役兼専務執行役員退任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎弘一氏は、長年、大手化学会社において製造、生産の技術部門の業務に携わるとともに、経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を有していることから、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

川崎弘一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏が過去において業務執行者であったJSR株式会社との間には取引関係はありません。同氏が過去において業務執行者であった日本プチル株式会社との間には、部品販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田中浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏及び川崎弘一氏との間で同内容の契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

(ご参考) 各取締役候補者に特に期待するスキル・専門分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するに当たり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役を招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下6項目としております。

- (1) 企業経営 (2) 国際経験 (3) 財務・M&A
(4) 法務・監査 (5) マーケティング (6) 技術・IT

各取締役候補者に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりです。

	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2022年度 取締役会 出席状況
●	たかはし たけゆき 高橋 岳之	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、事業部門及び監査法務部担当	再任	19回／19回 (100%)
●	まつむら たけつね 松村 竹実	代表取締役副社長 社長補佐、CFO、CIO、 コーポレート部門及び調達部担当	再任	19回／19回 (100%)
●	たなか いちろう 田中 一郎	執行役員 成長事業推進事業部長	新任	
●	ながた はるゆき 永田 晴之	社外取締役	再任 社外 独立役員	14回／14回 (100%) ※
●	しおみ ゆういち 塩見 裕一	常勤監査役	新任	19回／19回 (100%)
●	たなか こういち 田中 浩一	社外監査役	新任 社外 独立役員	19回／19回 (100%)
●	かわさき こういち 川崎 弘一		新任 社外 独立役員	

※取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT
●	●		●	●	
●	●	●			●
●	●			●	●
●		●	●		
●		●	●		
●	●	●	●		
●	●				●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、田口昭一氏は第4号議案が原案どおり可決された場合の塩見裕一氏の補欠としての取締役候補者、竹之内明氏は同じく第4号議案が原案どおり可決された場合の田中浩一氏及び川崎弘一氏の補欠としての社外取締役候補者であります。いずれの候補者も監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

た ぐ ち し ょ う い ち
田 口 昭 一

(1958年4月9日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2018年12月	当社人事総務部玉野総合事務所長
2013年 6月	機械・システム事業本部機械工場長	2019年 6月	取締役、CISO、CCO、経営企画部、人事総務部、法務部担当及び技術統括部担当
2014年 4月	理事	2020年 3月	三井海洋開発株式会社取締役
2015年 4月	執行役員	2020年 4月	株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
2016年 4月	常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）	2021年 6月	当社常勤監査役、現在に至る。
2017年10月	玉野事業所総務部長		
2018年 3月	株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長		

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

田口昭一氏は、製造・管理における卓越した見識を有するとともに、当社の執行役員、取締役及び監査役としての豊富な業務経験並びに株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長としての実績により当社グループの経営の実情に通じております。同氏の経験と見識から適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数 普通株式 12,900株

監査役在任期間 2年

候補者番号

2

たけのうちのあきら

竹之内 明

(1947年5月26日生)

新任

社外

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	東京弁護士会弁護士登録、辻誠法律事務所入所、現在に至る。	2011年 4月	東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長
2002年 6月	アルプス電気株式会社社外監査役 アルプス物流株式会社社外監査役	2014年 6月	株式会社アマダ社外監査役、現在に至る。
		2015年 6月	公益社団法人吉田育英会監事、現在に至る。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹之内明氏は、弁護士としての長年の豊富な実務経験・専門性、並びに日本弁護士連合会副会長等を歴任後に上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有していることから、客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、また、上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

辻誠法律事務所弁護士
株式会社アマダ社外監査役
公益社団法人吉田育英会監事

独立性に関する事項

竹之内明氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

所有する当社の株式数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹之内明氏は、監査等委員である社外取締役候補者の補欠候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただき、竹之内明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案をご承認いただき、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<ご参考1>当社役員等の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じて、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の答申及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役に付議し、監査等委員である候補者の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役に付議いたしました（なお、本株主総会にて第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、次年度より監査等委員である取締役候補者の選任議案は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役に付議いたします）。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名、社長及び取締役1名の計4名を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

<ご参考2>社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬限度額の承認をお願いするものであります。その金額は、事業再編・集約に沿ったコンパクトな経営体制への移行に伴う取締役員数の減少など諸般の事情を考慮いたしまして、報酬限度額を年額320百万円とさせていただきます。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する基本方針は、事業報告3. 2. イ「当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針」に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も常勤取締役及び社外取締役については同内容の方針とすることを予定しております。

本議案は、その基本方針を踏まえ、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、報酬委員会の審議を経て決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まれないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、新たに監査等委員である取締役に対する報酬限度額の承認をお願いするものであります。その金額は、監査等委員である取締役の員数及びその職責などを考慮いたしまして、報酬限度額を年額50百万円とさせていただきますと存じます。

本議案が承認された場合、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定について所要の変更を行うことを予定しております。

本議案は、監査等委員である取締役の員数及びその職責、現在の監査役の報酬水準、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬水準並びに他社の報酬水準等を総合的に勘案し、報酬委員会の審議を経て決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

以 上

(メモ欄)

(メモ欄)

(メモ欄)

Blank lined area for notes.

(メモ欄)

(メモ欄)

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

(メモ欄)

(メモ欄)

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60株} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{60株} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{¥} \\
 \text{現金化}
 \end{array}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60株} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{40株} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{100株} \\
 \text{単元株式 (100株)}
 \end{array}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

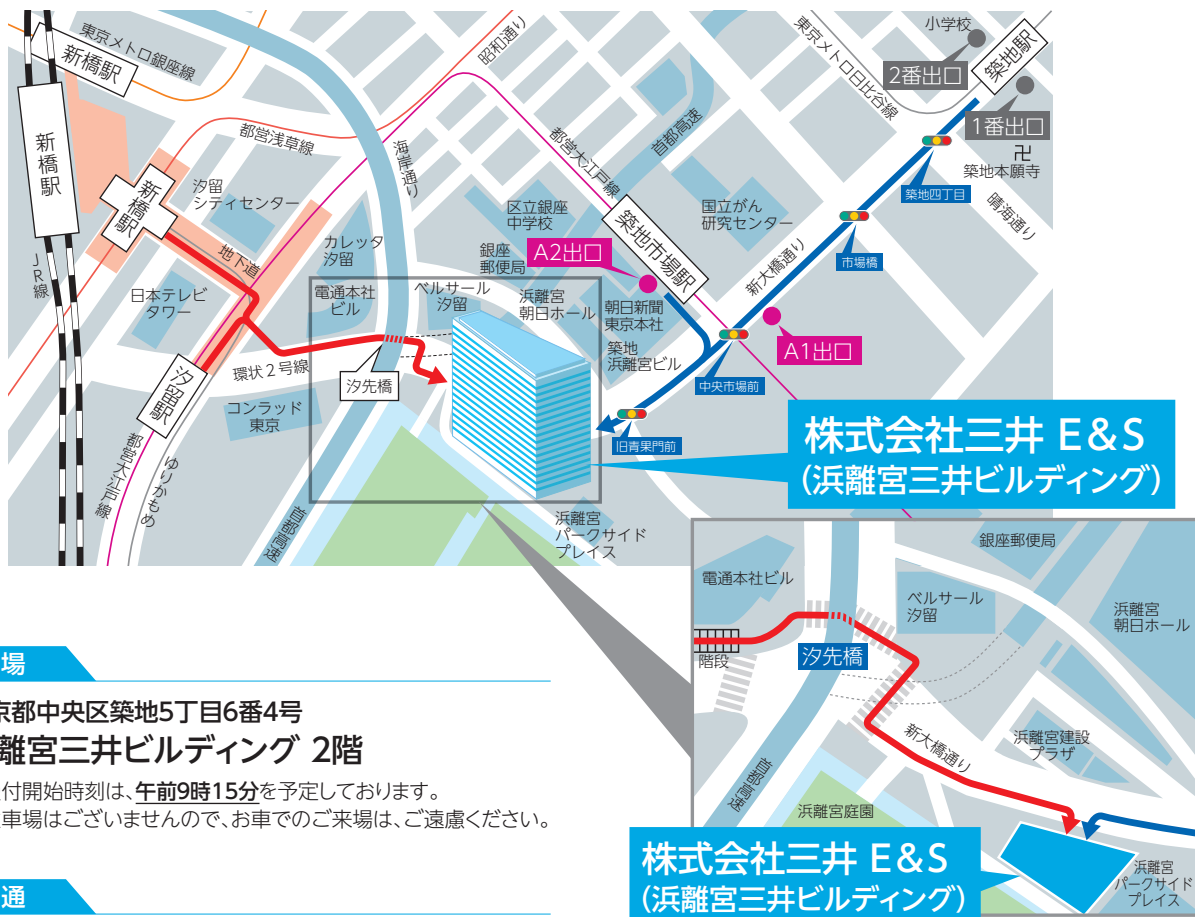
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターボックス)。
- ⑤ 階段を上がったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

交通

JR線・銀座線
 都営浅草線 **「新橋」** 駅 —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留
 (電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断
 歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線 **「汐留」** 駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線 **「築地市場」** 駅 - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線 **「築地」** 駅 —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。